

平成30年度第2回東京都税制調査会
議事録

日 時 平成30年10月16日(火)
場 所 都庁第一本庁舎 7階大会議室

平成30年度第2回東京都税制調査会

平成30年10月16日(火) 9:59~11:05

都庁第一本庁舎

7階大会議室

【栗原税制調査担当部長】 おはようございます。それでは、始めさせていただきますと存じます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の総会は、配付資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。

お手元には「次第」「座席表」「諮問文」「検討事項」「開催経緯」「委員名簿」をお配りしております。

また、本日、御発言の際は、目の前のマイク下のボタンを押していただきまして、赤いランプが点灯してから御発言していただければと思います。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。進行につきましては、池上会長にお願いいたします。

【池上会長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから平成30年度第2回東京都税制調査会を開催いたします。

初めに、知事より御挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

【小池知事】 皆様、おはようございます。御多忙のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、極めて重要な委員会になります。小委員会での検討をもとにいたしまして、答申の方向性を御審議いただくという会議でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

20年、30年ぐらい前からずっと地方分権がうたわれ、そして、地方自治のあり方、かなりいろいろな議論が国会や、またそれぞれの議会において行われてきたかと思えます。最近ではふるさと納税というシステムが導入をされまして、そして、非常に人気も博しているということではありますが、その人気の根源というのが返礼品にあるのではないかと、それが行き過ぎではないかということで、始めた総務省が今度、軌道修正ということになりました。

行き過ぎの部分もあるかとは思いますが、それぞれ知恵を凝らしていろいろな返礼品を地元の産品などでやってみようと言っていた、それらの地方の努力というのは、今度はまたやるなど、やり過ぎるなどというようなお達しが来る。昔からこういう形で箸の上げおろしまでということで、地方の活性化というのがやろうとするどこかでとめられるなどといったようなケースは枚挙にいとまがないということだと思います。

これと同じように、いわゆる国の偏在是正に対する取組の姿勢にもあらわれているように思うわけでございます。何をもちょう偏在なのかということであるとか、税制度、税はもう言うまでもなく国の形を数字であらわすものでございますので、本質論が置き去りになって、どこかから何をとってくるというような国の胸先三寸でやっていくのが本当にサステナブルなのか、持続可能なのか。そしてまた、そのときにはこれまでもそうであったように東京を標的にした税の制度の見直しということ、これを断行するということは決して看過できるものではないと思います。国税化というのが地方の自主性や自立性を奪うものであることは言うまでもないと思います。地方分権、そして、地方創生、この4文字はしょっちゅう今も聞くわけではありますが、特に地方創生。言葉としてはよく使われておりますけれども、その中身について、本質論で議論をしなければいけないと思っております。

国税化ということについては、逆に地方には税は不要との極論を招く危険すら秘めているのではないかと思っております。今こそ、ここで地方の分権の本質に立ち返るべきときではないか、このように考えております。

今日は「東京と日本の成長を考える検討会」も最終回を迎えまして、この議論の取りまとめに入るわけござ

いまして、検討会の報告書とこちらの都税調の答申を国に対する都の主張として強力な後押しになればと考えているところでございます。

皆様方の御議論、そしてまた、さまざまな御意見などを交わしていただくことによりまして、東京都が日本経済を牽引する大きな役目を更に果たしていく、そのための本日の会議としていただければと期待するところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

【池上会長】 知事、ありがとうございます。

今年度は3年間で1期とする東京都税制調査会の第1年度であります。

お手元に配付されている「諮問文」と「検討事項」とおり、今年度は「直面する税制上の諸課題に関すること」「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」について議論を行ってまいりました。

本年5月に第1回調査会を開催し、その後、小委員会において検討を重ねてまいりました。その内容はお手元のタブレットに入っておりますが、その成果を答申（案）として取りまとめしております。

本日は、この答申（案）について御審議いただきます。皆様の御意見を踏まえて案文の修正を行った上で、次回の調査会で御承認をいただければと考えております。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

【栗原税制調査担当部長】 それでは、第1回調査会以降に当調査会の委員に就任された委員を御紹介申し上げます。

東京都議会議員の成清特別委員でございます。

【成清特別委員】 よろしく願いいたします。

【栗原税制調査担当部長】 東京都議会議員の秋田特別委員でございます。

【秋田特別委員】 こんにちは。

【栗原税制調査担当部長】 委員の紹介は以上でございます。

なお、知事は所用のため、ここで退席させていただきます。

【小池知事】 では、本日もよろしく願いいたします。

(小池知事退室)

【池上会長】 それでは、これより議事に入ります。

まず、諸富小委員長に「東京都税制調査会小委員会の開催経過」について、説明をお願いします。

【諸富副会長】 本日御審議いただきます答申（案）は、お手元の「東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料にございますとおり、今年の5月から10月にかけて、小委員会を5回開催いたしました。

第1回の地方法人課税の偏在是正措置、環境関連税制、第2回の地方法人課税の偏在是正措置、地方法人課税、第3回の自動車関連税、税源移譲を含む地方税体系のあり方、高齢社会の一層の進展に対応するための財源において議論を重ね、その内容をもとに答申（案）を作成したものでございます。

【池上会長】 それでは、事務局から答申（案）の概要について説明します。

【栗原税制調査担当部長】 それでは、私から答申（案）について説明させていただきます。

タブレット画面に表示された資料1「平成30年度東京都税制調査会答申（案）の概要」を御覧ください。

初めに、今年度の答申（案）の全体の構成でございますが、4部構成となっております。

第1部は「税制改革の視点」として、税制改革に関する当調査会の基本的な考え方を述べております。

第2部「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」では、本年度の最も重要なテーマである偏在是正措置に対する反論を初め、地方法人課税のあり方について総合的な提言を記載しております。

第3部「環境関連税制」では、税制の一つの軸に「環境」を据えるべきことを指摘し、電気自動車の普及など、将来的な自動車をめぐる環境の変化を見据えた自動車関連税改革の必要性などについて記載しております。

第4部「地方財政調整制度等における諸課題」では、地方交付税制度のあり方や東京における財政需要などについて述べております。

まず第1部「税制改革の視点」でございます。

「1 我が国の将来を見据えた分権改革」では、2040年ごろを高齢化のピークとする我が国の少子・高齢化、人口減少の問題は、これまでの人口増加を前提とした社会システムを根底から変革する必要があるという意味においても、重大な危機。

将来にわたって東京都もそれ以外の地域も活力を維持し、更に発展していくためには、それぞれの地域がその個性と強みを発揮し、互いに高め合いながらの「共存共栄」を可能とすることが最適な解決策。

地方自治体には、社会保障分野を初め将来にわたって必要な行政サービスを提供していくことが求められており、地方の役割に見合った税財源の拡充を実現していくことが極めて重要としております。

「2 財政の持続可能性の確保」では、行財政運営を絶えず見直すことにより、歳出全般にわたる効率化を進めるとともに、税負担のあり方について国民的な議論を進めるなど、歳入面からの見直しを行うことも必要としております。

「3 地方税体系のあり方」では、地方自治体が必要なサービスを十分かつ安定的に提供できるよう、社会保障の全体像を見据えた上で、地方税の更なる充実などにより、地方税収の割合を一層高めるとともに、遍在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。

所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランスよく課税することが望ましい。また、所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた税体系を構築することが重要としております。

「4 時代の変化に対応した税制度の構築」では、少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制の実現に向け、社会保障制度を安定的に持続させるためには、受益と負担のバランスを含めた制度のあり方について本質的な議論を十分に行った上で、税と社会保険料を合わせた負担のあり方などについて総合的に検討すべき。

環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化し、その抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要としております。

「5 我が国の持続的成長のために」では、日本全体の持続的発展の実現のためには、東京を含む各地域がそれぞれの役割を果たし、個性と強みを発揮してさらなる活力向上に取り組むことが重要。

国は、「地方法人課税の偏在是正」を掲げ、地域間での財源の奪い合いの構図へと誘導するかのような措置を検討しているが、このようなその場しのぎの対症療法は我が国の諸課題の本質的な解決にはつながらない。

我が国の国際競争力を強化し、全ての地方自治体が直面する課題を克服するためには、地方分権の推進とその裏づけとなる地方税財源の拡充こそが、日本の将来を見据えた本質的な改革として進められていくべきとしております。

次に、第2部「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」でございますが、「1 地方法人課税の意義」では、地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要としております。

「2 税源の偏在是正」では、平成28年度税制改正で、消費税率（国・地方）の引上げ及び地方法人税率の引上げに合わせて、地方法人特別税・同譲与税の廃止、法人事業税への復元が決定されたことに鑑みれば、10年に及ぶ一連の暫定的な偏在是正措置は、これをもって終結したと見るのが妥当。

法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な原則に反する。

国の偏在是正措置は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、その

ような偏在是正措置を新たに行うべきではないとしております。

「3 分割基準のあり方」では、法人の事業活動規模を最も的確にあらわす指標は付加価値。付加価値の中で最大の割合を占める人件費を用いることは合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり、簡便な基準。

財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるとしております。

「4 法人実効税率のあり方」では、地方法人課税は行政サービスを受ける法人に課税され、他の基幹税とともに地方の財政需要を賄っている。国の政策に基づく法人実効税率の引下げは国の責任で対応すべきであり、地方財政に影響を及ぼすべきではないとしております。

「5 法人事業税の外形標準課税」では、外形標準課税の適用基準については、今後も引き続き、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、近年の法人の事業活動形態の変化も踏まえ、法人の規模及び活動実態等を的確にあらわすものとして、資本金以外の指標も組み合わせることなどを検討すべきとしております。

次に、第3部「環境関連税制」でございますが、「1 グリーン化に向けた取組」では、世界的な環境意識の高まりの中で、環境保全に取り組むことが新たな成長をもたらす道筋ともなり、環境技術水準の向上及びイノベーションを促すことが持続可能な社会の発展につながる。

税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠としております。

「2 『地球温暖化対策のための税』の将来像」では、諸外国と比較して日本の税率水準は極めて低い。人々の行動・投資を低炭素なオプションに転換させるために、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋を示すべき。

税収については、幅広い用途に活用できる仕組みとするべき。地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税収を適切に配分すべきとしております。

「3 自動車関連税のあり方」では、持続可能な社会を実現するためには、車体課税をより積極的に環境関連税制として位置づけることが効果的。我が国においても、欧州諸国と同様に、保有段階でもCO₂排出量の要素を取り入れた課税の導入を急ぐべき。

税制のグリーン化の進展により、自動車関連税収は大幅に減少しており、地方自治体にとっては今後その充実確保が重要な課題となる。

今後は、電気自動車の普及など将来の自動車をめぐるさまざまな状況の変化を見据え、中長期的な視点から自動車関連税改革を検討すべきとしております。

最後の第4部「地方財政調整制度等における諸課題」でございますが、「1 地方財政調整制度」では、地方税財源の拡充、安定的な地方税体系と合わせて、税収の規模及び増減にかかわらず地方自治体間の財源の不均衡が的確かつ十分に調整されるよう、地方交付税制度の充実を図るべきとしております。

「2 地方自治体の基金」では、地方自治体の基金残高の増加は、各地方自治体における年度間調整の取組のあらわれであり、その自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。

地方全体として基金の残高が増加していることを捉えて、地方財政に余裕があるかのような議論や、地方の財源を削減するような議論は、合理的な理由及び根拠がない。不交付団体の基金残高の増加を理由に新たな偏在是正措置を行おうとすることは短絡的な発想としております。

「3 ふるさと納税」では、「ふるさと納税」は、受益と負担との関係をゆがめる制度であり、抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきとしております。

「4 東京における財政需要」では、東京が抱えている大都市特有の膨大な財政需要に確実に対応していくためには、地方自治体の財政基盤を安定的かつ持続的に支える地方税財源の拡充が不可欠であり、実現に向けて税制改革を進めていくべきとしております。

答申（案）の説明につきましては以上でございます。

【池上会長】 それでは、審議に入ります。

まず諸富小委員長から何か補足することがあればお願いします。

【諸富副会長】 今回の答申（案）で最大の焦点は、国による偏在是正措置をどう捉えて、どういうように答申（案）の中で都税調として議論を展開するかという点にあったのですが、その詳細については、今、栗原部長から説明があったとおりですので、私からはその背景となった考え方といいますか、委員の中で恐らく合意ができたと思われるポイントだけ補足説明をさせていただければと思います。

一番強調しているのは、やはり分権が重要だということでもあります。その分権という言葉の中には、もちろん歳入の自治という言葉が入ってくるわけですし、本来、地方税において地方自治体は課税権、自主権を持つはずでありまして、そこに対して国がやはり上から国税化ということを通じて、いわば強制的に税源配分を行うということは分権をゆがめるものではないかというのが一つの重要なポイントであります。

議論でなるべく私たちが注意したのは、この総会の第一回目でも議論がありました、なるべく東京VS東京以外の地方という対立構図に議論がならないようにするにはどうするかということも留意してまいりました。その意味では、税体系は偏在性のない税体系へ向けて不断の移行努力をしていくべきだという議論もしておりますし、それから、やはり2040年に向けて、現在は東京以外の地方が高齢化その他の財政需要で非常に大変な時期に来ていて、それが今回のような偏在是正措置に対する要求のバックグラウンドにあるわけですが、しかし、2040年に向けて東京都もまた非常に急速に高齢化が進む中で、財政需要が部長も説明されたように著増していく、非常に顕著に増えていく。こういった財源をどこから持ってくるかといった場合に、やはり法人課税というのは東京都にとっても非常に重要な財源であることは間違いないということで、お互い時期がずれているものの、地方が先行して厳しい時期を乗り越えていくわけですが、それを過ぎると今度は東京都が逆に非常に厳しい時期を迎えるという点をお互い認識していく必要があるのではないかなということでもあります。

そして、やはりそういう意味で言うと、税で事後的に資金を配分するというよりも、本来的には税のもとというのは各地域の経済力。経済力がよくなる、つまり、向上することを通じて税収というのは上がっていくわけですから、現在の政権が地方創生というもとの政策を進めてらっしゃるように、各地域地域の経済力を最大限伸ばしていく努力をそれぞれの地域が行うことと、そのことに対して国が支援を行う。それを通じて租税が税収を上げていく。しかし、税体系はなるべく偏在性のないものにしていくという努力をきちっと支援していくことが本当は本筋の議論ではないかということが私たちの最大のメッセージだと思います。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

事務局からの説明にありましたとおり、答申（案）は4部構成になっております。1部が「税制改革の視点」、2部は「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」、3部が「環境関連税制」、4部が「地方財政調整制度等における諸課題」、そして、「おわりに」となっておりますが、これらは相互に関連する内容もございますので、一括して御審議いただきたいと考えております。どこからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

では、曾根特別委員、どうぞ。

【曾根特別委員】 今回の答申（案）については、冒頭、小委員長がおっしゃったように、特に分権を重視するという点と、他の自治体との分断や対立にならないような方向を重視するという点で、私たち、それは大事なことだと思っております。

第1部の第1節の将来を見据えた分権改革というところで、本文の方を読ませていただくと、地域間のタイムラグはあるけれども、東京都もそれ以外の地方も厳しい状況になっていく。時間のずれはあるけれども、非常に

今後高齢化、少子化の中で厳しいという状況が共有される。認識が共有され、共感されることが大事だというのは重要だと思っています。

(2) のところで、地域を知るのは住民であり、住民の意思と判断に基づき地方が主体で解決を図るのが効果的、効率的であるというように述べている点も重要だと考えています。

ただ、第2節のところで、財政の持続可能性の中で、これは異論があるので申し上げておきたいのですが、日本の行政サービスで国民負担率が低い、適正化が必要であるというところは、国民負担率全体は諸外国に比べて低い水準にあるというのはそのとおりですが、問題はその中身だと思っております。国民負担率というと、その中には個人や家族の負担と法人の負担が両方あると思うのですが、法人負担の中にもまた中小企業や大企業を一緒くたにしてはならない問題だと思っています。

特に低所得層が今、消費税の負担が増えつつあるということと、国保料もしくは国保税の負担が重くのしかかっているために、また、ここに適正化ということで滞納整理などを強引に進めたり、そういう自治体に報奨金を出すというようなやり方がやはり残ってしまっていて、これがますます低所得層を追い詰め、国民健康保険制度を含む社会保障のさらなる破綻を招くだけであるという点は厳しく申し上げておかなければなりません。

一方で、大企業の負担率というのはさまざまな優遇税制がありますので、中小企業よりも大企業が低くなっているケースもあります。この不公平を正すということが大事で、せめて大企業には中小零細企業並みの法人税負担を求めることや、また、零細企業への下請いじめなどの横暴を正すことは重要だと思っております。

それから、第3節で地方税の体系のあり方については、私の経験では、かつて地方の安定財源として消費税財源に依拠しようという議論が大変多かったと思いますが、ここでは所得税、消費税、資産課税にバランスよく配分するというようなことが書かれているので、ちょっと変わってきたのかなと思います。

我が党としては、所得課税をより重視すべきで、かつて税制フラットになりました、税率がフラットになりました住民税を累進制に戻すことや、今、利益を上げている大企業への法人事業税の超過課税については強化をすべきだと主張しているところです。

それから、広く公平にという名のもとで、逆進性の強い消費税負担を来年も増やすという計画については、この国民に負担が重くのしかかり、経済的にも消費経済に大きなマイナスになるという点で賛同できないということは申し上げておきたいと思えます。

少し長くなりますけれども、第2部の方にも一言言っておきたいのですが、第2部で地方法人課税の意義について、例えば行政サービスが企業活動を支えているのだということのきちんとした位置づけや、他県からの通勤者に対する行政サービスも何らかの負担を求めなければならないという点での地方法人課税の意義について述べられているのは重要だと考えております。

国の法人税率引下げは国の方でやってもらって、地方に及ばないようにというようにありますが、私たちは法人税率の引下げ、国の段階においてもやるべきではないという考えなので、その点は申し上げておきたいと思えます。

その後の方にふるさと納税について出ておりますが、答申(案)にあるとおり、ふるさと納税は今、弊害が大きく出ておりまして、本来の趣旨が生かせるような抜本的な見直し、改善が求められるという点は私たちもそう考えております。

最後に、第4部の東京の財政需要のところは、かねてから我が党としては東京都のこれまでの政策で、特に都民の暮らしにかかわる多くの分野が遅れを来していることが、今回、改めて今後の財政需要という形で財源を確保する必要があるという点は重要だと思っております。特に社会保障については、まだ高齢者福祉を初め、今後の精査、拡充が必要だし、また防災についても最近多くなっている水害や土砂崩れなどの対策などについては、今後、新たな財政需要が生まれてくるという点も含めて長期の財政需要がもう少し拡大していこうと見てお

りまして、この点の正確な反映を求めていると思っています。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

ただいまのコメントにつきまして、諸富小委員長から何かございましたら。

【諸富副会長】 もう大部分の点について全く同感するところも多数ありました。負担の増加に対しては、今後、国民の負担率が低い中でどうようにして、そして、国債残高も累増していく中でどうようにして負担の増加、受益と負担の均衡というのを求めていくかという点は重要なポイントだと思うのですけれども、それをどうような負担でやっていくのかという具体のところでは消費税あるいは所得税のあり方、法人税のあり方について御意見をいただいたと思います。ありがとうございました。

【池上会長】 私からも一言申し上げておきたいと思います。

コメントをいただきまして大変ありがとうございます。全体としては、この答申（案）につきまして、かなり積極的に評価いただいている部分があるかと思えます。

消費税につきましては昨日も総理が御発言されたと思いますが、今年度の答申につきましては、消費税、地方消費税について、小委員会であまり深く議論できておりません。ただし、前期の最終答申、つまり、昨年度の答申においては、かなり地方消費税について、清算基準の問題、それから軽減税率、給付つき税額控除など、いろいろな面について答申に書かせていただいております、メンバーは数名異動がございますが、基本的には都税調の姿勢はそこで示されていると考えております。

それから、企業課税の面ですが、地方における企業課税につきましては、ただいま評価いただいております。国税もあわせて考えたときにどう考えるかというのは、もちろん税率の問題もございますし、いわゆる課税ベースでの租税特別措置の問題でありますとか、いろいろなことがございます。ここでは余り踏み込んでおりませんが、課税ベースは連動しておりますので、基本的には国で適切に改革されるべきものと考えておりますが、当然議論できる機会があれば、そういうことにも触れてみたいと思っております。ただ、今年度につきましては、まだそこまで踏み込めなかったということです、御理解いただければと考えております。

それでは、他にございましたら、いかがでしょうか。

では、秋田特別委員、どうぞ。

【秋田特別委員】 池上会長を初め委員の皆様には、本答申（案）の取りまとめにあたり、多大な御尽力をいただいたことに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本答申（案）について一言だけ意見を申し上げさせていただきたいと思えます。答申の柱である地方法人課税の偏在是正措置についてでございます。

本件については、これから国の税制改正に向けた動きが本格化するわけだと思えますが、我が党では、これに先んじて既に安倍総理や宮澤自民党税調会長及び二階自民党幹事長などに対して精力的に働きかけや要請活動を行ってまいりました。とりわけ東京は、先ほど諸富先生もおっしゃったように、我が国の成長戦略を牽引し、日本全体の活力を底上げして、地方創生に寄与すべき重要な役割を担っていること、また、地方間の財源の水平調整では、日本全体の成長にはつながらないこと。その目的達成のためには東京の自主財源を維持、拡充していく必要があること、その上で、首都直下地震への備えなどの膨大な行政需要を踏まえ、都民から納得の得られる税制度とすることなどを強く要望してまいりました。

これに対して先生方からは、東京と地方のバランスのとれた制度としていくよう努力するなどの御発言がございました。最終的な決着はこれからだと思いますが、本答申（案）に賛成の意を表明するとともに、都民の理解が得られる恒久的な税制度になるよう、これから都の取組にも大いに期待することをあえて申し上げさせていただきたいと思えます。

以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。

ただいまの地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応ということですが、いわゆる偏在是正の議論につきまして、いろいろな政党がそれぞれ見解を持っておられます。東京都も都議会の政党の皆さんもそれぞれ御意見を持っておられると思います。基本的に我々の答申（案）に示している内容は、もちろん、我々は自分で考えているわけですが、皆様と意見が重なり合うところが多いと考えております。我々としては、この答申（案）をぜひいろいろな形で知事あるいは議会をはじめ御活用いただければ大変ありがたく思っております。ぜひそれについて更に御議論いただければと思っております。ありがとうございます。

では、他にいかがでしょうか。

それでは、青木委員、どうぞ。

【青木委員】 全体として読ませていただきまして、さまざまな観点から議論をいただいた結果としてよかったなと思っております。

あとは一点だけ申し上げますと、基本的には地方分権が非常に重要だという視点に立って当然行われなければいけないというように思います。もちろん、その上で考えるわけですが、東京対地方の対立を招くようなことになっている、現状そうなってしまうわけですね。これを何とか改善しなければいけないのだと思っています。したがって、今回、こうしたまとめを踏まえて、例えば大都市間での連携であったり、それぞれ、また地方と言われているような県との連携であったり、そういったところともこの税制について議論をする必要があるのではないかと考えています。もちろん、国は国としていろいろな取組をしていることはわかりますけれども、やはり地方は地方として、都府県レベルでこうしたそれぞれの団体でいろいろな方針を出していると思うのですが、それをもとに議論をする場が必要なのではないかなと思っています。

もちろん、その前提として、お互いのことを知ることが必要だと考えていまして、23区、特別区でも全国連携を何年も前から始めておりますけれども、地方へ行っていろいろな話をしますと、やはり現場の状況、いろいろな課題、いろいろなことがわかります。ただ、一方で、東京の一極集中というか、非常に東京が豊かだという誤解があることも事実なのです。非常に強くそういう認識を持ってらっしゃる。もちろん、これは交流をしていますから余り極端な形では言いませんけれども、やはり話してみますと話の端々にそういった意見が出ていることは事実でありまして、そういったことに対してきちんと現状認識を伝えていく、そしてまた、お互いに意見交換をするような、そういったことが必要なのだろうなと思っています。そういったことについても、この答申の中で触れていただければなと思っています。一番最後のところにいろいろ書いてありますけれども、そういったことをぜひお願いしたいなと思っています。

ふるさと納税などはその典型だと思っていまして、実際には最近になっていろいろなふるさと納税の分析がされていますけれども、その中でも、高額納税者がそれによって利益を得ているだけだというような一面的な見方かもしれませんが、結果としてそういう結果が出ているようなこともありますので、やはりふるさとを大事にするとか、ふるさとに対して納税することは大事ですが、しかし、一部、今は改正されて3割ということになりましたが、私は3割でも高いと思っています。23区での議論の中でもそう思っていますけれども、もともと2,000円を超える部分については、本人にとっては影響がないわけですから、その中で、せいぜいそれと言ったら数%でも多いぐらいだと思うので、実際にふるさと納税という形ではなくても他の地方に寄附をする形。例えば地震が起きたときに寄附をしたりとかいろいろなことをする形で寄附をする方はたくさんいらっしゃるわけでありまして、それから、自分のふるさとに対して寄附をする方もいるわけですが、現実にはその品物につられて寄附しているのが全く事実なので、これはもう抜本的に変えてもらわなければいけないと思いますし、その考え方が出てきたこと自体に大きな課題があるのだろうなというように思っています。もう既にだん

だん改善されているので下火になりつつあるような感じがありますけれども、実際そんなことはないわけで、こういった考え方が根底にあることが地方と都市部の分断を招いているのだらうと思いますので、そのためには国に物申すのも大事かもしれませんが、地方間で連携をしたり、また、都府県レベルでもこういう税のことについての話し合いをするような場をつくっていくべきではないかなと思っていますので、ぜひどこかに1行でも入れていただけるとうれしなと思います。

【池上会長】 ありがとうございます。

確かにいわゆる大都市間連携あるいは地域間連携を全国的に考えていくことは大事だと考えております。これは都税調を超える問題でございますので、ぜひ取り組んでいただければと思うのですが、税について申しますと、ふるさと納税につきましては、この答申（案）の中にも出ておりますが、全国一律の制度として国がつくってしまった制度です。つまり、ここからは逃げられないことになっている。これが果たして地方自治という観点からいいのかという根本的な問題があると私は考えております。

答申（案）のふるさと納税の最後のところにも少し書いてあるのですが、国が全国一律の制度としてふるさと納税を定めるのではなくて、各地方自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とすることが考えられるというように、こうすべきだとは書いていませんが、一つ考えられるというように書いております。

私がそういうことを実は考えているのですが、例えば区でも、市町村あるいは都道府県でもいいのですが、独自に例えば地元の団体に対する補助金的な意味で税額控除を行うケースはあるかと思えます。例えばそれが他の地域の自治体に対する寄附であっても、それを控除するかどうかは、本当は自分で決めればよいと思うのです。地方自治なので、東京都がやりたければやればよいのです。やりたくなければやらなければいい。本当はそういう制度だと思っております。今、会長の立場を越えて個人的な意見を申し上げておまして、済みません。そういうことも含めて、ここに書いてあることにはそういう意味が実は含まれているということを一言だけ申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

他にございましたら。

では、清水特別委員、どうぞ。

【清水特別委員】 本日は大変ありがとうございます。

池上会長を初め皆様のこの案を拝見させていただいて、すごくバランスよく、漏れなく検討していただいていることに大変感銘を受けております。ありがとうございます。

私からは大きく二つ、個別に二つを申し上げさせていただきます。

まず最大の問題は、やはり地方法人課税、偏在是正の前提の問題かと思えます。格差があること自体が問題なのではなく、そもそもの目的は地方の行財政制度を持続可能にすることのほうでございますので、そのために一人幾ら財源が必要なのかという定量的な議論もないままに国の話が進んでいるような印象を受けます。実際に格差をどのぐらいにしたいからこれだけ金額が必要ですよというのならわかるのですが、せめてレンジや目標がいただければありがたいのかなという感じをしております。こうした状況の中で、国のやろうとしていることが偏在という中で粛々と正論をおっしゃっていただく場があること、改めて心強いと思えました。

次に、二つ目です。東京都の財政需要ですが、国と都のやりとりを見ていると、東京都の財政需要について余り伝わっていない印象が見受けられます。国や地方からは本社機能が集中しているから大丈夫ですと報道もされていますけれども、やはり私も税理士でございますので、このときに定量があると、もっとお互いが議論しやすい、基盤に乗るのかなと感じております。この点は、都内企業や都民へ周知するに当たっても大変重要なことかと思っております。

また、財政需要がどうでというのはありますが、例えば先日、町田市のホームページを拝見したのですが、何がすごいなと思ったかと申しますと、税収入、税収がこのぐらいです、予算と政策はこのぐらい設定しま

した。なぜならば、前年までの政策の効果がこうです、キャッシュフローがこうです、人件費がこうですと具体的に物差しをわかりやすく公表されていらっしゃいました。

例えば東京都でも資金調達に税金なのか基金なのか都債なのか、いろいろ方法はあると思いますけれども、それが都民の生活にどう影響を及ぼすのか、もっともっと長期的なシミュレーションで考えていけば、都民の皆さんの理解も得られ、国の理解も少しは動くかもしれません。難しいと思いますけれども、そのデータをまず東京都でも整えて、こういうように考えますがどうでしょうかというスタンスもあると大切だろうなと思いました。

済みません、次は三つ目でございます。今度は電気自動車、水素や電気の自動車の件でございます。先ほどもおっしゃってましたとおり、エネルギー活用は環境保全に取り組む上で新たな成長をもたらす。これは異論がないところだと思います。一方で、現在、設置費用やランニングコストの補助金などで適用率がこれからというところもあると思います。実際に地元でも伺いしてみると、まだ東京都でも20カ所、ないぐらいだと思うのですが、これは水素ステーションだったと思うのですが、大体月に2万5000台ぐらい利用していただかないとペイしないものです。そうすると、やはり補助金ですとかそういうものも使いやすいもの、税負担もいろいろ税控除とか所得控除を考えていただく必要があるのかなと思いました。

最後、四つ目でございますが、ふるさと納税でございます。皆様がおっしゃっているとおり、ふるさと納税は本来の目的から逸脱した面が言われておりますけれども、地元では、実は羽村市なのですが、市の動物公園が全国1カ所、これが羽村市でございます。ふるさと納税でクラウドファンディングを募集しました。そうしましたら、目的よりも早くお金が集まる。その動物公園はこれからも市民の皆様の求心力、よりどころ、シンボルとして成長していくのだらうなと私はすごく楽しみなのでございますけれども、このような本来の寄附制度に見合った制度にかじ切りをしていただく。ふるさと納税自体はとていい制度だという面もありますので、ぜひそういう面からも、こういう有効な事例がありましたですとか発信していただくのも手なのかなと思いました。

今、ホームページでふるさと納税と検索しますと、ここがお得ですとか、そういうところが多数占めていますので、そういうPRの仕方も必要かなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

今の御発言について諸富小委員長から何か発言がございましたら。また後から私も述べますが。

では、諸富小委員長、先にどうぞ。

【諸富副会長】 清水特別委員から御意見いただきまして、ありがとうございます。

どの程度、格差を是正すべきか、その量的な議論がなかなかないまま、格差を是正する議論だけが、その制度的改革の措置の議論だけが進んでいるというのは全くそのとおりでございます。同じように、やはり東京都の財政需要についても本来的にはどれぐらい東京都は財政需要が将来的に起きるのかという定量的なデータがきちっとあって、それに対して現実、どの程度格差が是正されるべきか、あるいはされるべきではないのかということについての議論が行われるべきだという御指摘は全くそのとおりでございます。

実は都税調の中においても、小委員会でもそういった議論をしておりましたけれども、なかなか将来の財政需要を正確に見積もっていく、あるいは清水委員が御指摘になったようにシミュレーションのような形で数年先まで見積もっていくのは実は非常に難しいのだという回答を事務局からも得ておりまして、そこがなかなか委員としても答えづらい点でございます。御指摘は全くもっともだと思っております。

それから、電気自動車についてはさまざまな支援措置が必要であることは全く同感であります。既に自動車税や自動車重量税、その他において、また自動車関連税、自動車の保有に係るさまざまな税の中で、電気自動車を含めた、いわゆる環境によい車に対しては相当な減額が既に行われているわけですが、それに対して更に支援を重ねてやるべきかどうかという点については検討すべき点があると思います。

他方で、そういったさまざまな軽減措置によって、実は自動車税は都の非常に重要な税収でもございますので、これが相当減収になってしまっているという問題もございますので、支援措置とその税収のバランスが必要かなと思います。自動車の課税のあり方全体が今、ガソリン車あるいは軽油を燃料に使うことが前提の税体系になっている。排気量に主として着目した課税になっていることが、清水特別委員が御指摘の将来的に電気自動車に向かっていく、それが高まっていくと、課税そのものが現在の税体系の中でできなくなってしまう問題をどう考えるかという新しい問題も実は含まれておりまして、自動車に対する保有課税のあり方はどうあるべきかという点について、中長期的な観点から検討する必要性も出てまいっていますので、これについては別途、別の委員会を設けて専門的に更に検討させていただき予定しております。

羽村市の事例を御紹介いただきました。ありがとうございます。やはり本来の意味での寄附、これは青木委員も御指摘になったところですが、このふるさと納税が本来の意味での寄附文化というのを醸成するように働いてくれれば本当は非常に良かったのですが、なかなかそうはなっていない中で、羽村市は非常に珍しくそういう線に沿った事例だということで、また具体的な記述としてどういうように反映させるかは事務局との相談になりますが、大変勉強になりました。ありがとうございます。

【池上会長】 最後のふるさと納税について申し上げますと、この答申（案）の論調は、恐らく清水特別委員のお考えよりもやや厳しくなっているかと思っております。それはどういうことかと申しますと、いわゆるいい取組と悪い取組を区別するのは非常に難しいわけです。先ほど知事も御挨拶でおっしゃられたとおり、そのために国の言い方もあちらに行ったりこちらに行ったりしているという状況でございまして、そういう意味でも不安定な制度だと思っております。もともと、地方税は地方自治の原則を実現するための最大の財源、最も重要な財源でございますので、いろいろな取組が行われる中で、寄附するのはいいのですが、それを居住地自治体に意図せざる減収を強いる形でやるのがいいかどうかというのが根本的な問題です。そういう点を小委員会では論じていますので、その点を御理解いただければ大変ありがたいと考えております。よろしくお願いたします。

では、斉藤特別委員、どうぞ。

【斉藤特別委員】 まず、今日はこのような場をいただきまして、池上会長、そして、諸富副会長を初め委員の皆様、首長の皆様にも大変感謝申し上げたいと思います。

大変精力的に、えてして国に対して闘いを挑むという観点から言えば、私は特別委員としては現場の納税者の側に立って、国がおかしな議論をしているのではないかということで政治的に発言をしていく立場の者でございますが、理論的に学識経験者の皆様のお力をいただいて、冷静な議論の中で国に対して物を申していく、そのような闘う武器を賜っているのではないかということで、心から感謝と敬意を申し上げたいと思うわけでございます。

さまざまな総括的なお話になりますけれども、持続可能性ということで言えば、これは私、SDGsのバッジもつけていますけれども、各ステークホルダーというか全ての国、自治体、そして、企業、人々がこぞってこれからの未来に対してどうするかということを議論しているさなかにありまして、日本国として税を舞台にこのような議論、偏在是正の議論を看過すること自体が日本、そして、東京の持続可能性について非常に危ないシグナルではないかと心から認識しております。

財政需要の話もございましたが、短く申し上げますと、私は人口減少、そして、超高齢化という大きな中身がいち早く東京に襲ってくる。非常に巨大な波が襲ってくるということ。そして、58ページに言及されておりますけれども、やはり東京は首都直下型の地震を初めとして、また風水害も初めとしまして、災害対応が極めて東京として重要であるということ、これを都民の方は本当に日増しに認識を深めておられると思います。各地で災害がありますと、西日本や北海道、九州でありますと、いち早く皆様はボランティア精神を醸成して金額的にも御支援をしてくれるような文化がございますが、いざ東京がそのような事態に見舞われることは、可能性は十分

あるわけでございますので、自らの自治体として東京自ら備えをしなければいけないということで、財政規律も非常に厳しく見ながら、財政の見える化もいち早く果たしてきた自治体であると思います。その中で、私はこの財政需要のあり方の中で災害のことについてももう少し強く言及してもよろしいのかなというのが一つあります。

そして、モラルハザードの問題でございますが、やはり地方自治の運営の中で、努力をして無駄なお金を削減して、その蓄えを増していくこと、これは持続可能性という観点から重要だということで各自治体、町田市もそうでございます。財政の見える化ということを進めてきたということでもありますけれども、頑張った自治体が逆にこのように非常にいいかげんなエビデンスベースと思えないような形で、必要な金額が何かもわからないまま手をつけられていくという事態は本当にゆゆしきことであって、これは自治体の運営という点では非常にマイナスである。財政規律というものに対してモラルハザードを生んでしまうような姿ではないかと思っております。

大変長くなりましたけれども、私は最終的には国民や都民、納税者の議論を待つところでございますが、私、憲法を学んでまいりましたが、やはり税の問題が合衆国の歴史にもあるわけですが、地方が国に分権論を任せてはいけないのだと改めて実感いたします。地方自治の本旨とは何かとか、租税法律主義の中での枠内での課税自主権の議論もございまして、こういったことを子供たちの前で教育の場で、解をこちらが用意せずに自由に議論していただく中で、この政治と税のあり方、国と地方のあり方が、どういう形が一番バランスをとれているかということを含めて考えていくステージに入っているのかなということで、改めて租税教育というか、そういった観点からも今回の偏在是正の問題点について考えるような場を提示していくことも特別委員としては提案としては重要なことと思いつつながら、感謝とともに、そのようなこちらの決意になりますが、お話を申し上げたいと思います。

本当に長い期間を通じまして、闘う論理的な武器を賜ったことを心から感謝を申し上げて御挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

【池上会長】 ありがとうございました。

ただいまお話がございました、いわゆる災害対応について。先ほど青木委員からお話がありましたとおり、他の自治体の方とお話をするときに東京は本社機能があるから税収が入ってきていいというようなお話があったかと思いますが、本社機能がたくさんあるということは、実は災害が起きたときに一番危ないということでありまして、どうするのかという対策はもちろん東京都としてとられているのだと思います。

私はその専門家ではございませんので、この答申にどこまで書けるかというのはかなり不十分なところがあるのですが、むしろ財政需要がどれだけあるのかということを確認にわかれば、更に東京で必要な税収が幾らかということも明らかにできます。実は小委員会で議論しているときにも、中長期的な財政収支はどうなっているのかという議論が小委員の中からもございまして、それについてはっきりしたものをつくるのが難しいというような説明もありました。そこで答申の書き方も難しいというところはありまして、結果としてこういう表現になっているというところでございます。

それから、租税教育につきましては、これも前期の最終答申でかなり詳しく書かせていただいております。今年はそのことをまだ議論していなかったのですが、当然、前期からのフォローアップといえますか、それからどうなっているかということについても来年、もしくは再来年、また調査をした上で取り組んでいければと思っております。その節はまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。ございましたら、いかがでしょう。

御発言いただいている委員で河村委員、何かございましたら。

【河村委員】 ありがとうございました。

特に従来から、この税の問題というのは4対6の偏在是正の問題ではなくて、国と地方との税の割合の問題、これが長らくずっと議論をされてまいっておると思っています。その原点に返って、需要と供給を含めた税の基本的

な恒久的な安定した区分をもう一度しっかりと4、6を含めて税問題には取り組んでいただく必要があるのではないかと。そうでないと、このような割合がたくさん出たときに、その問題だけに特化して議論するというのは税制上、いかがなものかなと思っておりまして、その辺もしっかりと書いていただきたいなと思っております。

【池上会長】 ありがとうございます。

いわゆる国と地方の関係と言ったときに常に思います。「地方」ということは非常にいろいろな意味で使われる言葉です。「国と地方の協議の場」というのが開かれたそうですが、このときの「地方」には当然東京都も入っているわけです。ところが、先ほどお話がありました地方創生というときに東京都が入っているのかどうかよくわからないのですが、政治的な意味で使われるときには、どうも外れているような気がするわけです。したがって、あくまでも国と地方の関係と言ったときに、東京都は、いわゆる地方自治体であるということ、首都の地方自治体であるということ踏まえて議論していかなければいけない、というのが一番大事なことだと考えております。ありがとうございます。

それでは、成清特別委員、何かございましたら。

【成清特別委員】 私はもう会派として要望させていただいたので。

【池上会長】 増子副会長、どうですか。

【増子副会長】 大丈夫です。

【池上会長】 それでは、他にいかがでしょうか。

それでは、他にあって今、つけ加えていただく御意見がないようでしたら、本日の審議はこれまでとさせていただきます。今、いただいた意見を踏まえて、私と事務局で早急に答申の最終案を作成いたします。次回の調査会にそれを提出させていただきます。

今回の次第は以上ですが、他に全体を通して御意見、御質問がございましたら、いかがでしょうか。

それでは、事務局を代表しまして、目黒主税局長から委員の皆様へ一言御挨拶がございます。

局長、どうぞ。

【目黒主税局長】 主税局長の目黒でございます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、本調査会の運営に格別の御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第2回東京都税制調査会の閉会に当たりまして、事務局を代表し、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思っております。

御案内のように、平成31年度税制改正に向けて、国では、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討が行われています。国はこれまでも幾度となく、東京を標的とした税制度の見直しを繰り返して、平成20年度から平成30年度までの影響額は答申(案)にも記載のとおり、約2兆7000億にも及んでおります。都といたしましては、日本全体の発展のためには国内に限られた財源を奪い合うのではなく、地方分権の理念のもと、地方の役割に見合った税財源の充実は必要だということを引き続き強く主張してまいりたいと思っております。

また、車体課税につきましては、平成28年度税制改正において、消費税率10%引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を導入することが決定をされておりますが、加えて、平成31年度税制改正に向けて、地方財政に配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関して検討することとなっております。消費税率引上げに伴う反動減対策を含めまして、今後とも国の議論の動向を注視してまいりたいと思っております。

先ほど会長からも御発言がございましたとおり、今年度は検討期間の第1年度に当たります。本日は前期までの審議や答申なども踏まえつつ、今年度の答申(案)を御提示いただいたところです。この答申(案)の作成に当たりましては、池上会長や諸富小委員長初め小委員会の委員の皆様へ本当に多くの時間を割いて御議論をいただ

き、心から感謝申し上げたいと思います。

また、本日御出席をいただいております全ての委員の皆様におかれましても、今年度の答申の取りまとめに向け、一方ならぬ御尽力を賜りました。改めてここに厚く御礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【池上会長】 それでは、事務局から、次回の日程の説明をお願いします。

【栗原税制調査担当部長】 第3回調査会は、10月26日金曜日、午前11時から、本日と同じこの会議室で開催させていただきますので、御出席方、よろしく願いいたします。

【池上会長】 では、以上をもちまして、第2回東京都税制調査会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —